

津市公共土木施設少額修繕検査要綱

令和3年4月15日訓第39号

改正 令和7年5月29日訓第47号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共土木施設少額修繕（農林水産部、建設部、各総合支所及び上下水道事業局が所管する施設に係る修繕に限る。）に係る契約の適正な履行を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）並びに津市契約規則（平成18年津市規則第40号）及び津市建設工事執行規則（平成18年津市規則第41号。以下「規則」という。）の規定に基づき、厳正かつ的確に公共土木施設少額修繕に係る検査（以下「検査」という。）を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共土木施設少額修繕 本市の公共土木施設に係る修繕（発注時の修繕費が100万円以下の修繕に限る。）であって、単価契約方式を採用したものをいう。
- (2) 公共土木施設 道路、河川、公園、公共下水道、林業施設、漁港及び農業用施設をいう。
- (3) 事業担当課長等 公共土木施設少額修繕の実施について主管する課（津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号）第2条第4項に規定する工事事務所及び同条第5項各号に規定する室並びに津市上下水道事業分課規程（令和2年津市上下水道事業管理規程第2号）第3条第1項に規定する課を含む。）における同規則第4条第1項第3号に規定する課長（同条第4項に規定する室長並びに同条第3項及び第7項第1号に規定する担当副参事を含む。）、津市支所及び出張所処務規程（平成18年津市訓令第1号）第4条第1項第3号に規定する課長（同条第3項第1号に規定する担当副参事を含む。）及び津市上下水道事業分課規程第5条第1項に規定する課長をいう。

- (4) 検査員 規則第18条第1項の規定により、公共土木施設少額修繕に関し検査員として任命された職員をいう。
- (5) 監督員 規則第18条第1項の規定により、公共土木施設少額修繕に関し監督員として任命された職員をいう。
- (6) 受注者 規則等の規定に基づき、公共土木施設少額修繕を完成するため、契約を締結した者をいう。

(検査の種類等)

第3条 検査の種類及びその内容は、次のとおりとする。

- (1) 完成検査（規則第36条第2項の規定により公共土木施設少額修繕の完成を確認するために行う検査をいう。）
- (2) 中間検査（規則第38条第1項の規定による部分使用をする場合に行う検査をいう。）
- (3) 随時検査（公共土木施設少額修繕を中止し、又は打ち切る場合に行う検査をいう。）

(検査員の任命)

第4条 規則第18条第1項の規定による検査員の任命は、政策財務部検査課に所属する職員及びその検査の対象となる公共土木施設少額修繕に関係を有する課等に所属する職員のうちからこれを行う。

(検査課長の職務権限)

第5条 検査課長は、上司の命を受けて検査に係る事務を掌理し、検査員を指揮監督する。

(検査の実施等)

第6条 検査員は、検査課長の指示に従い、契約書、修繕指示書、仕様書その他の関係書類（以下「関係書類」という。）に基づき、適正かつ厳正に検査を行わなければならない。

- 2 検査員は、検査を行うに当たり必要があると認めるときは、監督員、受注者等に対して、公共土木施設少額修繕に関する説明を求め、又は検査目的物の一部の破壊その他の措置を要求することができる。

(検査実施の手続)

第7条 事業担当課長等は、検査を受けようとするときは、その公共土木施設少額修繕の現場を確認した上で、検査実施依頼書兼検査実施通知書（第1号様式）に必要な事項を記載し、受注者の提出による公共土木施設少額修繕完成報告書（第2号様式）、公共土木施設少額修繕実績報告書（第3号様式）、

公共土木施設少額修繕に係る写真等を添えてこれを検査課長に提出しなければならない。

2 検査課長は、前項の規定による提出があったときは、その検査を担当する検査員を指名し、及び当該検査の実施に係る日時等を定め、これを検査実施依頼書兼検査実施通知書により事業担当課長等に通知するものとする。

3 事業担当課長等は、前項の規定による通知を受けたときは、検査の実施に係る日時等をその公共土木施設少額修繕を担当した監督員、立会人及び受注者に通知するものとする。

(検査の立会い)

第8条 検査には、その公共土木施設少額修繕を担当した監督員、当該監督員が所属する事業担当課の担当主幹又は担当副主幹以上の職にある者及び受注者がこれに立ち会わなければならない。

2 前項に規定する者のほか、随時検査には、市長が必要と認める者を立ち会わせることができる。

(検査の実施報告等)

第9条 検査員は、検査を実施したときは、速やかに検査報告書(第4号様式)、公共土木施設少額修繕に係る写真等を作成し、検査課長に提出して、その実施について報告しなければならない。ただし、これらの書類等が既に提出されている場合において、検査課長が特にその必要がないと認めるときは、口頭による実施報告をもってこれに代えることができる。

(検査の合否判定)

第10条 検査課長は、前条の規定による報告があったときは、速やかにその提出に係る検査報告書、公共土木施設少額修繕に係る写真等に基づき、その検査の合否について判定するものとする。

2 検査課長は、前項の規定による判定の結果、検査に合格したと認めるときは、その旨を検査合格通知書(第5号様式)により事業担当課長等に通知するものとする。

3 事業担当課長等は、前項の規定による通知を受けたときは、受注者に検査に合格したことを通知するものとする。

(手直し命令等)

第11条 市長は、前条第1項の規定による判定の結果、不合格の部分があるときは、期限を定め、当該不合格の部分に係る手直し修繕の施行について手直し命令書(第6号様式)により受注者に命令し、又は指示するものとする。

この場合において、検査課長は、当該手直し命令書の写しを事業担当課長等に送付するものとする。

- 2 事業担当課長等は、前項に規定する手直し修繕が完成したときは、再検査依頼書（第7号様式）に手直し修繕が完成したことを証する報告書を添えて、これを検査課長に提出し、当該手直し修繕について検査員による検査を受けなければならない。

（関係図書に基づく判定等）

第12条 検査課長は、地中、水中等の外部に現れない公共土木施設少額修繕で、その検査の合否の判定が困難な場合は、監督員等から公共土木施設少額修繕の実施の状況等を聴取した上、記録、写真、資料その他の関係図書に基づき、当該判定を行うことができる。

（契約書等の写しの送付）

第13条 事業担当課長等は、公共土木施設少額修繕に係る契約が締結されたときは、直ちにその契約書等の写しを検査課長に送付するものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和3年4月15日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

検査実施依頼書兼検査実施通知書

(記号番号)
年 月 日

(宛先) 検査課長

事業担当課長等
(職名) (氏名)

完成

次の公共土木施設少額修繕の 中間 検査の実施について、依頼します。
随時

修繕名	
修繕場所	
契約金額	金 円
契約年月日	年 月 日
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
完成年月日	年 月 日
受注者	住所又は所在地 名称 氏名
監督員	職名 氏名
検査希望日	年 月 日
検査理由(中間)	

事業担当課長の現場確認

確認事項 所見	
------------	--

上記のとおり確認しました。

(検査)
(記号番号)
年 月 日

事業担当課長等
(宛先) (職名)

検査課長 (氏名)

次のとおり(検査の種類)を実施しますので通知します。

検査実施日時	年 月 日 午 前後 時 分ごろ
検査員	職名 氏名
指示事項	

第2号様式（第7条関係）

公共土木施設少額修繕完成報告書

年 月 日

(宛先) 津市長

住所又は所在地
受注者 名 称
氏 名 ⑩

次の公共土木施設少額修繕が完成しましたので報告します。

修 繕 名	
修 繕 場 所	
契 約 金 額	金 円
契 約 年 月 日	年 月 日
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
完 成 年 月 日	年 月 日

第4号様式（第9条関係）

検 査 報 告 書

（記 号 番 号）

年 月 日

検査課長（氏 名）

検査員（氏 名）

次の公共土木施設少額修繕について検査の結果、契約書等のとおり実施されて
 いましたので報告します。

修 繕 名		
修 繕 場 所		
契 約 金 額	金	円
契 約 年 月 日	年 月 日	
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
受 注 者	住所又は所在地	
	名 称	
	氏 名	
検 査 年 月 日	年 月 日	
立 会 人	(本市)	(業者)
検 査 員	職名	氏名

第5号様式（第10条関係）

検 査 合 格 通 知 書

（ 検 査 ）

（ 記 号 番 号 ）

年 月 日

事業担当課長等

（ 職 名 ）

検査課長 （ 氏 名 ）

次の公共土木施設少額修繕について検査の結果、契約書等のとおり実施されていることを認めます。

修 繕 名		
修 繕 場 所		
契 約 金 額	金	円
契 約 年 月 日	年 月 日	
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
検 査 年 月 日	年 月 日	
立 会 人 氏 名	（本市）	（業者）
検 査 員 氏 名	職名	氏名

第7号様式（第11条関係）

再 検 査 依 頼 書

（記 号 番 号）

年 月 日

（宛先）検査課長

事業担当課長等

（職 名） （氏 名）

年 月 日付け（記号番号）の手直し命令書に基づく手直し修繕が完成しましたので、再検査を依頼します。

修 繕 名	
修 繕 場 所	
契 約 金 額	金 円
契 約 年 月 日	年 月 日
受 注 者	住所又は所在地
	名 称
	氏 名
手 直 し 期 限	年 月 日
手直し修繕完成年月日	年 月 日
監 督 員	職名 氏名
検 査 希 望 日	年 月 日